

「航空法第 111 条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」一部改正(案) 新旧対照表

改 正 後 (案)	改 正 前
平成 26 年 9 月 11 日制 定(国官参事第 886 号) ～ 令和 6 年 3 月 26 日一部改定(国官参航安第 1216 号、国空無機第 238229 号) <u>令和 ●年●月 ●日 一部改正(国官参航安第●号)</u>	平成 26 年 9 月 11 日制 定(国官参事第 886 号) ～ 令和 6 年 3 月 26 日一部改定(国官参航安第 1216 号、国空無機第 238229 号)
国土交通省航空局安全部航空安全推進室長 無人航空機安全課長	国土交通省航空局安全部航空安全推進室長 無人航空機安全課長
航空法第 111 条の 4 に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則	航空法第111条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則
I. 目的 (略)	I. 目的 (略)
II. 定義 (略)	II. 定義 (略)
III. 規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号の具体的な事例	III. 規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号の具体的な事例
規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態に該当するかどうかの判断を行うに当たっては、以下に掲げる内容及び別添1を参考にすること。ただし、以下に掲げる事態のうち、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 76 条第 1 項各号に掲げる事故及び法第 76 条の 2 に規定する事態(重大インシデント)に該当するものは、規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態には該当しないものとする。また、規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、国土交通省航空局安全部航空安全推進室まで問い合わせること。	規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態に該当するかどうかの判断を行うに当たっては、以下に掲げる内容及び別添1を参考にすること。ただし、以下に掲げる事態のうち、航空法(昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。)第 76 条第 1 項各号に掲げる事故及び法第 76 条の 2 に規定する事態(重大インシデント)に該当するものは、規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態には該当しないものとする。また、規則第 221 条の 2 第 3 号及び第 4 号に定める事態に該当するか否かについて疑義が生じた場合は、国土交通省航空局安全部航空安全推進室まで問い合わせること。
1 規則第 221 条の 2 第 3 号に定める事態とは、次に掲げる事態のいずれかに該当する場合をいう。 1.1～1.5 (略)	1 規則第 221 条の 2 第 3 号に定める事態とは、次に掲げる事態のいずれかに該当する場合をいう。 1.1～1.5 (略)

「 航空法第 111 条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」一部改正(案) 新旧対照表

改 正 後 (案)	改 正 前
2 規則第 221 条の 2 第 4 号:「前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤った取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」とは、次に掲げる事態のいずれかに該当する場合をいう。なお、本事態については、航行中に発生又は発見したもの及び整備中(運航整備、定時整備(A 整備、C 整備等)、特別整備、装備品整備等)に発見したものすべてを含む。 2.1～2.4 (略) 2.5 その他(安全上の支障を及ぼす事態) 2.5.1 運航規程、整備規程等 (略) 2.5.2. その他 a. 航空交通の指示関係 (略) b. 一部部品の脱落関係 機体部品の一部脱落のうち、大きさ(面積)が 1000 cm² 以上または重量 1 kg 以上の機体部品(材質によらず)が脱落した事態 c. 危険物関係 (略) <u>d. つり下げ物件の落下関係</u> <u>物件を機体の外に装着し^{※1}、つり下げ、又は曳航している航空機から、当該物件が意図せず落下した事態(軽微な物件^{※2}が落下した事態を除く。)又は緊急の操作として投下された事態</u> <u>※1 機体の外に装着した物件とは、法定検査(耐空証明、修理改造等)を受検し合格した航空機部品を除く物件とする。</u> <u>※2 軽微な物件とは、大きさ(面積)が 1000cm² 未満かつ重量が 1kg 未満の物件等とする。</u>	2 規則第 221 条の 2 第 4 号:「前三号に掲げるもののほか、航空機の構造の損傷、非常用の装置の故障、装備品又は部品の誤った取付けその他の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」とは、次に掲げる事態のいずれかに該当する場合をいう。なお、本事態については、航行中に発生又は発見したもの及び整備中(運航整備、定時整備(A 整備、C 整備等)、特別整備、装備品整備等)に発見したものすべてを含む。 2.1～2.4 (略) 2.5 その他(安全上の支障を及ぼす事態) 2.5.1 運航規程、整備規程等 (略) 2.5.2. その他 a. 航空交通の指示関係 (略) b. 一部部品の脱落関係 機体部品の一部脱落のうち、大きさ(面積)が 1000 cm² 以上または重量 1 kg 以上の機体部品(材質によらず)が脱落した事態 c. 危険物関係 (略) <u>(新設)</u>

「 航空法第 111 条の4に基づく安全上の支障を及ぼす事態の報告要領細則」一部改正(案) 新旧対照表

改 正 後 (案)	改 正 前
IV. ～VI. 報告関係 (略) 附 則(令和 6 年 3 月 26 日国官参航安第 1216 号、国空無機第 238229 号) この要領は令和 6 年 3 月 29 日から適用する。 <u>附 則(令和●年●月●日 国官参航安第●号)</u> <u>この要領は、令和●年●月●日から適用する。</u> <u>適用</u>	IV. ～VI. 報告関係 (略) 附 則(令和 6 年 3 月 26 日国官参航安第 1216 号、国空無機第 238229 号) この要領は令和 6 年 3 月 29 日から適用する。 <u>(新設)</u>